

研究業績説明書

法人番号	XX	法人名	熊本大学	学部・研究科等番号	3	学部・研究科等名	法学部
------	----	-----	------	-----------	---	----------	-----

①

②

1. 学部・研究科等の目的に沿った研究業績の選定の判断基準【400字以内】

③

本学部は、法的知識を基礎として、法的に又は政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、現代社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力をもった人材を育成することを教育目的としており、その教育を担当する本学部教員は、それぞれの専門分野における創造性豊かな卓越した研究活動を推進するとともに、各専門分野における研究成果の公表やその成果の還元を通じて、地域社会に限らず我が国の社会全体の、さらには国際社会において発生する種々の課題や問題の解決に寄与するような研究の推進を目的としている。

研究業績の選定にあたっては、第三者による評価結果や客観的指標などの根拠資料をもとに、本学部が優れた研究業績であると判断できるものを厳選している。判断においては、「学術面」、「社会、経済、文化面」の視点から導かれる、それぞれにおける研究上の意義を総合的に判断することとする。

2. 選定した研究業績

④

業績番号	細目番号	細目名	研究テーマ及び要旨【200字以内】	代表的な研究成果【最大3つまで】	学術的意義	文社化会、経済的意義	判断根拠(第三者による評価結果や客観的指標等)【400字以内。ただし、「学術的意義」及び「社会、経済、文化的意義」の双方の意義を有する場合は、800字以内】
	④	⑤	⑥	⑦			⑧
1	3804	経済政策	『韓国の工業化と半導体産業』 本研究は、韓国半導体産業は、いかにしてアメリカ及び日本の強力な競争相手となり得たのかという問題意識のもとで、世界のDRAM市場を先導する韓国サムスン電子の徹底分析により、韓国の半導体産業の発展メカニズムを論議しつつ実証的に徹底して説明しようとするものである。	吉岡英美著 『韓国の工業化と半導体産業 世界市場におけるサムスン電子の発展』(有斐閣、2010年、総頁数237頁)	S	S	本研究は、韓国の半導体産業とその発展を牽引するサムスン電子が経済発展や産業などの多くの側面から注目されてきていることから、個別の産業セクターの実態分析を通じて、韓国の経済発展の具体的なメカニズムを把握する手掛かりを得ることをねらいとするものであり、技術的遅れの解消と先進国市場(販路)の獲得という世界市場において後発企業が乗り越えなければならない基本的問題を検討しながら、半導体市場でサムスン電子がどのようにキャッチアップし、ついには先頭の財を獲得、保持するに至ったかを明らかにしている。先行研究の詳細な検討を踏まえた上で、特にサムスン電子の戦略製品であったDRAMという一つの商品に分析の焦点を絞り、その生産と販売をめぐる企業間関係に注目することにより、世界経済・市場のダイナミクスを議論の射程に収めながら検討をすすめている。本研究の成果は、「学術研究に必要な要件である先行研究の批判的整理、資料分析、首尾一貫した論理展開という点でも極めて高い水準にある。」(清水一史『産業学会研究年報』第26号、296頁)、「本書は韓国の産業研究成果のなかでは数少ない、貴重な秀作である。」(苑志佳『アジア経済』LIII-2、32頁)との書評(前記のほか、佐藤幸人『アジア研究』第57巻1号71頁以下、奥田聡『現代韓国朝鮮研究』第12号58頁以下に書評がある。)でも明らかのように大きな意義を有するものである。(タイプG及びO)
2	3701	政治学	『虚子と現代』 過剰な近代化によって私たちが失ったものをどう回復するかという問題意識のもとで、あらためて高浜虚子と花鳥諷詠の世界観の中に脱近代の今日的意義を見いだそうとするもので、近代の行きつまりとそこから近代を超える模索の中で、新しい世界観と生き方を虚子と花鳥諷詠思想から学ぶとともに、その新しい世界を構築するための近代性を学び取らねばならないとする。	岩岡中正著 『虚子と現代』(角川書店、2010年、総頁数207頁)	S	S	第11回山本健吉文学賞受賞。本書はこれまで研究を重ねてきた脱近代の思想を通して新たな高浜虚子論を展開し、虚子の「花鳥諷詠論」を単なる作句の方法論としてではなく、脱近代の思想としてとらえ、虚子を「ポスト・モダニスト」と位置づける。過剰な近代化によって失われた自然と人間、人と人との関係性をどう回復するかという問題意識から、虚子の世界観に今日的意義を見いだそうとした斬新さが評価されている。伝統的な季題を守り、没主観によって人間含めた自然の営みをありのまま詠む虚子の「花鳥諷詠」は、自我や主観を表に出し、主に人間の不安や苦悩を表現する現代俳句に比べて時代遅れの理念という批判を受けてきたが、時代の転換期にある今、虚子の花鳥諷詠を再評価する流れにあるという。(熊本日日新聞2011年6月3日) (タイプG及びO)
3	3602	公法学	『著作権と憲法理論』 著作権保護は、表現の自由の規制となるのか、という問題意識のもとで、著作権保護とその憲法適合性を追求する研究であり、アメリカの憲法裁判例を土台として、著作権と表現の自由の調整原理に憲法理論を照射し、著作権保護と表現の自由の関係を検討するもので、著作権を憲法学的視点から捉えた研究である。	大日方信春著 『著作権と憲法理論』(信山社、2011年、総頁数240頁)	S		本書の研究業績については、「これまであまり憲法学者が考察の対象としてこなかった知的財産権については、アメリカにおける紛争の顕在化の影響もあり、近年、ようやく憲法学からの関心も集まりつつある。憲法学者として早くから知的財産権と表現の自由との関係に注目し、研究を重ねてきた大日方による著書が刊行されたことは、この領域における憲法学の到達点を示すものとして重要な意義を有する。」と評価されている。(大沢秀介・木下智史・高田篤『学界展望』『公法研究』第73号(有斐閣、2011年)251頁)、『公法研究』の「学会展望」で取り上げられる研究は、「年間の業績の中からおおむね当該年度のベストテンと考える著作ないし論文(あるいは理論的動向を代表する「テーマ」を項目として取り上げることありうる)に限定して、インテンシブな論評を試みる。」とされる。(タイプI)
4	3605	刑事法学	『イギリスの自白排除法則』 イギリスの「1984年警察及び刑事証拠法(the Police and Criminal Evidence Act 1984)」制定後におけるイギリスの自白の取扱いをめぐる議論と実務の展開を検討するもので、「自白法則と虚偽排除説」「自白法則」「裁量による不正証拠の排除」「自白法則の補完手段」「自白の証拠決定手続」「目撃証人による犯人識別手続」「市民による起訴前身体拘束状況の監視」について考察している。	福田隆司著 『イギリスの自白排除法則』(熊本大学法学会叢書12、信山社、2011年、総頁数187頁)		S	本書は、イギリスにおける「自白法則と虚偽排除説」「自白法則」「裁量による不正証拠の排除」「自白法則の補完手段」「自白の証拠決定手続」「目撃証人による犯人識別手続」「市民による起訴前身体拘束状況の監視」などの議論を紹介・分析した上で、我が国の刑事訴訟法198条1項の解釈をめぐって争いがある逮捕・勾留中の被疑者取り調べの法的性格について、イギリスの被疑者取調べと自白に関するルールと理念を踏まえ、同条項の解釈にあたっては、これを逮捕・勾留中の被疑者には取調受忍義務があると読むとすれば、そのような取調は強制処分といわざるを得ず、強制処分であるならば、そのような取調は強制処分法主義、令状主義に抵触することになるとの結論を導いている。(タイプO)
5	3605	刑事法学	『少年司法における科学主義』 少年法第9条で定める調査における科学の活用は、「非行ある少年の健全育成」という少年法の目的との関係でどのように理解されるべきか、という問題意識のもとで、科学活用のあり方を憲法が定める人権保障の観点から問い直し、非行少年の真の成長発達を実現する途を展望する研究である。	岡田行雄著 『少年司法における科学主義』(日本評論社、2012年、総頁数290頁)	S	S	本書の研究業績については、「科学的調査の重要性が広く認識されている現状においては、科学的調査は当然、少年司法のケースワーク機能と結びつき、処遇に関する提言を含むものとして機能していると想定されることが多いであろう。しかし、本書が指摘するように、従来の科学的調査は問題解明に尽きるものであり、また、少年法を取り巻く状況の変化により調査不十分という事態に陥っているのであれば、現行少年法の科学的性格が損なわれる重大な事態となる。こうした問題状況と向き合うに際し、科学主義の内容を考察した本書の研究業績は、極めて重要な学問的価値を有するものと評価できよう。」との書評が『犯罪社会学研究』(第38号、2013年、210頁)に掲載されており、高い評価を得ている。(タイプI及びO)

6	3801	理論経済学	『国家責任法の経済学的分析』 ある者が国内法に違反した場合、その後裁判が行われ、賠償を支払われ、支払を拒否すれば強制執行の対象になったりするが、これと同様に国際法に違反した「その後」を扱うのが国家責任法である。本研究は、このような国際法における国家責任法を法と経済学的手法で分析するものである。	森大輔 『国家責任法の経済学的分析(1)～(5・完)』(『国家学会雑誌』125巻3・4号26～81頁、5・6号52～108頁、7・8号55～118頁、9・10号65～124頁、11・12号60～120頁、2012年)	S		本研究は、国家責任法について、これまであまり論じられてこなかった「国家の行動にどのような影響を与えるか、どのような規定を設けるのが望ましいか」といった法政策的観点から論じることを目標としており、このような観点を扱うのに長けた手法である「法と経済学」という手法を用いている。議論の進め方として、まず国家責任法や法と経済学の概要を紹介し、次に研究の蓄積が多い国内法の不法行為と国家責任法を対比して、抑止効果の最適化という不法行為法における法と経済学の分析を、国家責任法に適用している。さらに抑止効果に加え、国家責任法の存在により、国家間の長期的な友好関係が促進されるという国家責任法の意義を、法と経済学で最近発達したゲーム理論を用いて提示している。(タイプG)
7	3701	政治学	『<共同体>をめぐる政治学』 本研究は、アレント論、コミュニタリアニズム論、石牟礼論、コミュニティ論、さらには我が国の高度経済成長期の政治学に関する議論から、近代化による分断の先に、人々の新たな連帯を模索し、新しく<共同体>の可能性に迫り、共同体主義の先をめぐらそうとするものである。	伊藤洋典著 『<共同体>をめぐる政治学』(ナカニシヤ出版、2013年、総頁数256頁)	S	S	本研究は、アレント論、石牟礼論、コミュニティ論、さらには高度経済成長期の政治学に関する議論などから、個人にとって外在的な道具的共同体と個人に内在的な、すなわち構成的あるいは本質的共同体という視点を設定して、そこから共同体的なものが持つ今日的意味を分析するということに焦点を当て、どのような時代的位相が見えるか、またどのような<共同体>が求められているかを明らかにしようとする。 アレント論からは、政治的存在としての個人とはどのような存在なのかということ、個人の社会的基盤という点から明らかにしている。石牟礼論からは、日本の下層民衆が求めた共同体の像を読み取り、それを近代国家の論理と対置させてみることで、共同体のあり方をめぐる相克を浮き彫りにしている。高度経済成長期の政治学の議論からは、時代的な思想の重点移動、つまり革命の時代の終焉と政策的課題解決の時代の幕開けという、思想的課題の移動が読み取れるとし、この重点移動こそ、二つの共同体観の相克として概念化できるとする。コミュニティ論からは、コミュニティ概念を場所と自治という二つの視点を設定して、コミュニティという概念はどの程度の有効性があるのかということを確認し、どこかに、また、何かに帰属するということは人間が人間であるために大事なことであり、この帰属をめぐる問題は、現代的条件の下で、極めて複雑化しているとする。本研究の成果は、本書に関する書評として京都新聞のほか複数の新聞で取り上げられ、熊本日日新聞社の書評欄に山脇直司教授の書評が掲載されている。(タイプ及びO)
8	3701	政治学	『子規と現代』 本研究は、現代の課題を解決する思想として、あらためて「子規の近代」という出発点に帰るべきであるという問題意識の下、子規が生きた時代と今日の問題状況が大きく異なっていることを前提としながらも、子規の「近代」を深く掘り下げると、そこには生き生きとした近代性(モダニティ)という、時代を超えた普遍性があり、それが、脱近代の時代構築という現代の生き方と課題解決に役立つというものである。	岩岡中正著 『子規と現代』(ふらんす堂、2013年、総頁数149頁) 学術的意義	S		本研究は、二部構成となっており、第一部として、「子規における近代性の構造」では服部嘉香の子規論を手掛かりに、「近代人の誕生」では子規の「筆まかせ」を用いて、「子規の近代」について思想の視点から論じており、前者は表現者・子規に、後者は認識論や自由論といった思想的アプローチに重きが置かれている。第二部として、「虚子と脱近代化」では、「虚子における『自由』」について、子規のような近代的自由とは異なる脱近代的自由を虚子の思想に見だし、自由を今日の時代転換の位相の下で論じ、さらに「虚子文学における自力と他力」について、虚子の中にある、他力を通してより大きな自我の能動性を回復しようとする力について論じる。最後に、「ことばと地域形成」及び「文学と宗教」として子規の近代性の議論につながる論述を行うものである。(タイプO)
9	3602	公法学	『実体憲法上の基本権論』 本研究は、憲法学のうち「基本権論」	大日方信春著 『憲法Ⅱ 基本権論』(有信堂、2014、総頁数345頁)	S		本研究は、憲法学のうち「基本権論」を扱うものであり、第Ⅰ編基本権総論と第Ⅱ編個別的基本権論の二部構成となっている。第Ⅰ編は、第1章総説、第2章基本の享有主体、第3章基本権保障の範囲、第4章基本権制約法理と憲法適合性審査の方法で構成され、第Ⅱ編は、第1章包括的基本権、第2章平等原則、第3章思想・良心の自由、第4章信教の自由、第5章表現の自由、第6章学問の自由・教育の自由、第7章居住・移転の自由／職業選択の自由、第8章財産権、第9章生存権、第10章労働に関する権利、第11章適正手続、第12章身体の自由と刑事手続上の権利で構成されている。本研究成果は、憲法の条文に沿った構成がなされ、各項目については「法科大学院共通到達目標(コア・カリキュラム)モデル」を参考に、そこにある論点について網羅的に取扱い、憲法学の基本権論について体系性が整えられていることである。(タイプQ)
10	3601	基礎法学	『ヨハネス・メスナーの自然法思想』 本研究は、我が国では名前は知られていても、その人物像と主要著作についてはその重要性に比して知られることの少なかった、ウィーンの社会倫理学者で法哲学者のヨハネス・メスナー(1891年－1984年)の自然法思想について、主として時系列に従った生涯を紹介するとともに主要思想について論究するものである。	山田秀著 『ヨハネス・メスナーの自然法思想』(熊本大学法学会叢書13、信山社、2014年、総頁数358頁)	S		本研究は、序章「ヨハネス・メスナーの生涯と著作」で、主として時系列に従った生涯と主要思想を紹介し、第1章「メスナー自然法思想の思想的優位」で、メスナーの思想の特色を明らかにし、第2章「メスナー自然法思想の方法の問題－倫理学的課題と方法－」では、時代思潮を考慮してメスナー自然法論の課題と方法を論じ、第3章「倫理的事実の析出」で、均衡のとれた現実即応的な良心論を紹介した上で、社会学と経験主義法学を比較する。第4章「倫理的真理と倫理学的認識論」では、自然法原理や倫理原理が「先天的総合判断」性を論証することを通じて説得的であること論じる。終章「伝統的自然法論の精華－ヨハネス・メスナー晩年の著作を中心に」では、メスナー自然法論の全体像を彼の晩年の論文集に基づき描いている。本研究の成果は、我が国ではこれまで叙述されることの少なかったメスナーの自然法思想の全体像について論じていることである。(タイプI)